

# タイにおける特許ファストトラック (早期審査制度) について

Ms. Sasikarn Atsawintarangkun

Patent Scientist (食品科学、飲料技術、および化学の分野の技術専門家)

Domnern Somgiat & Boonma Law Office Limited (DS&B), Thailand



Domnern Somgiat & Boonma Law Office Limited (DS&B)は、1947年に設立され、タイにおける商標の12.5%ならびに外国出願人によるタイ特許出願の35%の案件の代理人を務めている。

Sasikarn氏は、食品および飲料業界の企業でキャリアを開始し、2014年4月にDS&Bに入所した。法律および科学技術 (science & technology) の2つの学位を有しており、2019年にヨーロッパで知的財産の権利取得、権利行使、技術評価のトレーニングを行い、発明に関する知識を深めた。

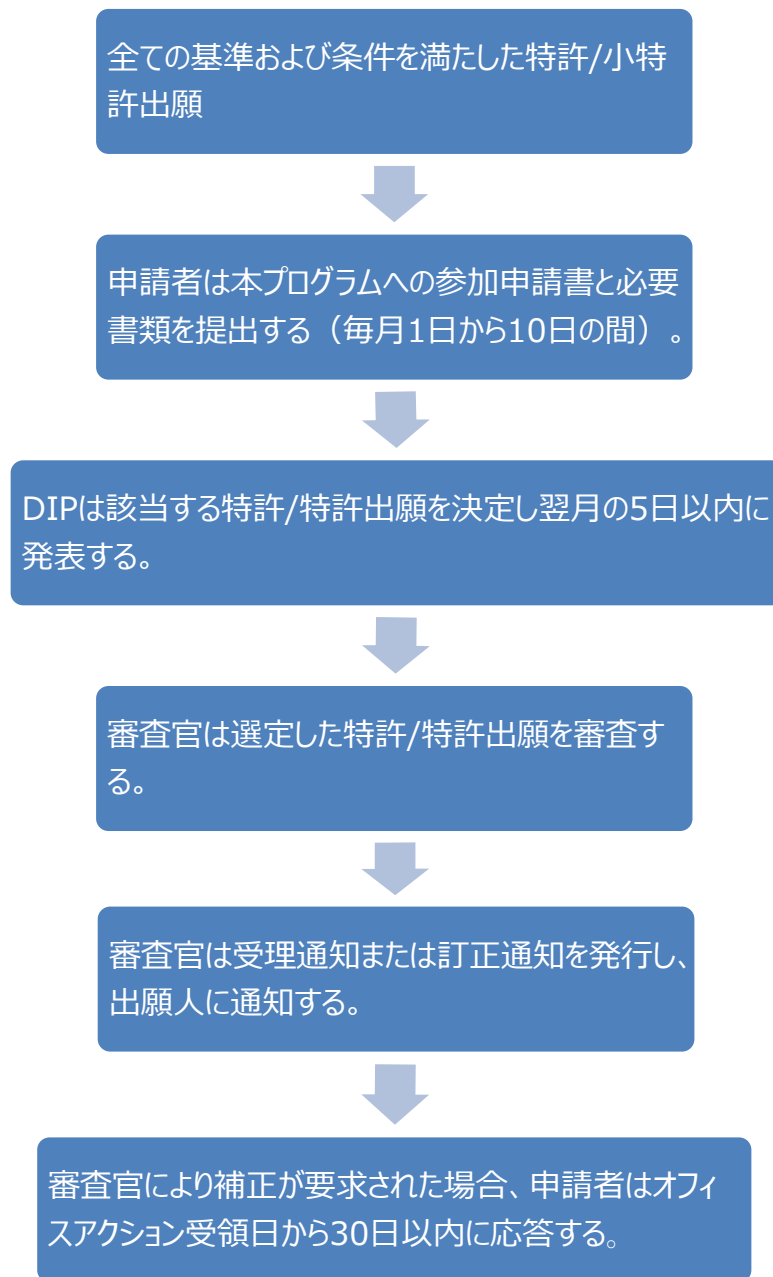
Sasikarn氏は、タイおよび外国の出願人のために起草、準備を含む特許および小特許出願の出願から登録までの権利取得業務に従事している。食品科学、飲料技術および化学の分野の技術専門家である。

## 【概要】

タイ知的財産局 (DIP) は、公衆衛生に関連する問題、特に新型ウィルス感染症やその他の健康危機を解決するために、パイロットプログラム、すなわちターゲット特許ファストトラック (Target Patent Fast-Track) を2022年6月1日から開始することを告示した。このプログラムは、医療および公衆衛生に関連する特許および小特許の出願を迅速に処理することを目的としており、タイでの発明の特許または小特許として付与される公衆にとって有益なもの、例えば、医療に関する製品、プロセス、材料、機器または装置などが対象である。

## 【詳細及び留意点】

### 1. ファストトラックプログラム参加の概要図



## 2. 詳細

プログラム参加に関する詳細は、以下のとおりである。

既に特許・小特許出願をしており、特許/小特許の審査促進を希望する出願人は、毎月1日から10日の間に、電子出願システムを通してタイ知的財産局（DIP）に申請することにより、このプログラムに参加することができる。プロ

グラムに参加するためには、特許／小特許出願が、以下の基準および条件を満たす必要があり、結果は翌月の5日までに発表される。

(1) 参加申請に際して、以下の審査促進の必要性を説明する書面および追加書類

(ある場合) を提出する必要がある。提出書類は PDF 形式で A4 用紙 4 枚以内、サイズは 1MB 以内でなければならない (申請書は、Target Patent Fast-Track

(<https://www.ipthailand.go.th/th/target-patent-fast-track.html>) の最下段の関連資料リストの「2.プロジェクト参加申込書 (แบบคำร้องขอเข้าร่วมโครงการ)」を参照)。

- 特許／小特許出願が医学および公衆衛生にどのように関連しているか
- 特許／小特許の商業利用の可能性
- 出願人が発明を製造・販売する計画またはライセンス契約を締結する計画があるかどうか

(2) プロジェクトに参加できる特許／小特許出願に必要な基準および条件は、以下のとおりである。

(a) 特許出願の場合、実体審査請求を行っていないなければならない。なお、B.E.2522 および改正されたタイ特許法第 29 条では、出願人は、特許出願がタイで公開されてから 5 年以内に実体審査の請求を提出しなければならないと規定している。

小特許出願の場合、出願が DIP に提出されてから 3 か月以上経過していなければならない；

(b) 商用利用の可能性のある医学および公衆衛生に関連する特許／小特許出願、すなわち、出願人が発明の製造および流通、またはライセンス契約を締結する準備をしている出願であること；

(c) タイで最初に提出された (優先権を主張しない) 出願、またはタイの受理官庁 (RO/TH) を通して世界知的所有権機関 (WIPO) に PCT 出願として提出された出願であること；

- (d) プロジェクト参加期間中、請求項の数が 10 以下であること；
- (e) 電子出願システムで提出した出願または、プロジェクトの参加申請を行う前に、ファイリング電子システムに切り替えられた出願であること；および
- (f) 必要なすべての関連書類が提出された出願であること。

B.E.2522 および改正されたタイ特許法第 27 条または第 27 条と併せて第 65 条の 10 を理由として補正が必要な場合、審査官は、電子出願システムを通して詳細を通知するオフィスアクションを発行する。このオフィスアクションは、出願人が詳細な説明をするため電子知的財産システム（e-filing）により通知され、電話会議の予約を行うために発行される。これは、すべての補正が完全かつ正確であることを確認するために行われる。

参考までに、タイ特許法第 27 条は実体審査手続を規定しており、第 65 条の 10 は、第 16 条および第 27 条が小特許に準用されることを規定している。

出願人は、当該オフィスアクションの受領から 30 日以内に応答しなければならない。応答しない場合は、出願人が本プログラムへの参加申請を放棄したものとみなされる。

本プログラムの申請を提出した小特許出願について、審査中に審査官が、当該小特許出願のタイ出願日に当該小特許出願と同一の発明である特許／小特許出願を先に提出した別の出願人が存在することを発見した場合、B.E.2522 および改正されたタイ特許法第 16 条とともに第 65 条の 10 に基づき本プログラムの参加を見直し、当該小特許出願は、通常の実体審査手続に戻される。

タイ特許法第 16 条は、「2 人以上の人が同じ発明を独立して行った場合、最初に特許を申請した者にその権利が与えられる。複数の出願が同日に提出された場合、出願人は、特許をそのうちの 1 つに付与するか、それらすべてに共同で付与するかについて合意しなければならない。長官が定めた期間内に合意が成立しないときは、それらの者は、所定の期間が満了した後 90 日以内に裁判所に提訴しな

なければならない。その期間内に提訴されない場合、それらの出願は放棄されたものとみなされる」と規定している。

このプログラムに参加することが決定された特許／小特許出願は、審査官によって迅速に審査される。審査官は、以下の期限内に最終審査結果を出願人に通知する。

- DIP がプログラムに参加することが決定された特許出願を公表した日から 12 か月、または
- DIP がプログラムに参加することが決定された小特許出願を公表した日から 6 か月

特許／小特許出願が以下の場合においても、

- ・プログラムへの参加が決定していない場合；または、
- ・すでにプログラムへの参加が決定後、申請者がプログラムの終了まで参加できなかったという事態が発生した場合；

出願人は、B.E.2522 および改正されたタイ特許法に基づいた審査権は失われず、通常の実体審査手続きを行う権利を有している。

なお、DIP は、どの出願が本プログラムに参加する資格を有するか検討し決定する権利を有しており、参加資格が認められる出願は毎月 5 件以下であることに留意されたい。

また、本プログラムで決定される特許／小特許出願は、同一出願人によるものであってはならない。各申請者は、1 か月に 1 回のみ申請できる。

当所の調べによると、2022 年 10 月 3 日の時点で、DIP は、プログラムに参加する資格がある小特許出願を 2 件しか発表していない。

上記より、当所は、本プログラムへの参加を希望される出願人がプログラムへの参加の申請を、説明と追加の証拠（ある場合）とともに DIP に行うことは、出

願人に不利益を生じることなく審査促進に役立つ可能性がある」と理解している。なお、特許／小特許出願がプログラムへの参加を認められなかった場合、当該特許／小特許出願は通常の実体審査手続に戻される。

また、特許出願においては、本プログラムへの参加が決定されなかった後に、PPH 申請等の別の手段による実体審査請求を行うことについて、禁止・制限はない。

なお、本プログラムは、タイで最初に出願され優先権を主張しない特許／小特許出願に限定されているようであり、タイの出願人にのみメリットがある可能性があると考えられる。

## [ソース]

・ The THAI PATENT ACT B.E. 2522 (1979) (AS AMENDED UP TO PATENT ACT (NO. 3) B.E. 2542 (1999))

<https://wipolex.wipo.int/en/text/585479>

・ Notifications of DIP, Target Patent Fast-Track

<https://www.ipthailand.go.th/th/target-patent-fast-track.html>

○1.Target Patent Fast-Track System.

<http://www.ipthailand.go.th/images/3534/2565/Patent/Fast-track/Fast-Track-02.pdf>

○2.プロジェクト参加申込書

<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.ipthailand.go.th%2Fimages%2F3534%2F2565%2FPatent%2FFast-track%2FFast-Track-03.doc&wdOrigin=BROWSELINK>

・ タイ特許法（英語）

<https://www.ipthailand.go.th/images/633/Patent-Act-Edit.pdf>

・ タイ特許法（日本語）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/thailand-tokkyo.pdf>

- ・【タイ】対象特許のファストトラックに関する知的財産局告示

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Ipnews/asia/2022/th/20220602.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/asia/2022/th/20220602.pdf)

f

### **[作成者]**

Domnern Somgiat & Boonma Law Office (DS&B), Thailand Patent  
Scientist Ms. Sasikarn Atsawintarangkun

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)